

議第280号

訴えの提起について

訴えを次のように提起する。

平成26年2月14日提出

京都市長 門川大作

相手方	
-----	--

事 件 の 種 類	所有権移転登記手続の請求
事 件 の 内 容	京都市中京区西ノ京新建町4番地の3の土地(236.99平方メートル。以下「本件土地」という。)は、大正11年6月3日の売買契約により、 (以下「共有者」という。)が、それぞれ4分の1ずつを持分として所有権を取得した後、昭和36年1月19日に本市が当時本件土地の所有者であった の相続人3名、 の相続人4名から寄付を受けたものであり、 本市は、本件土地を20年以上占有している。 しかし、本件土地の登記簿上の所有者は、共有者のままとっている。 本市は、共有者の相続人36名に対し、本件土地について、本市への所有権移転登記の手続に必要な書類の提出を求めたが、相手方ら(19名)は、これに応じようとしない。 そこで、相手方らに対し、所有権移転登記手続を求める訴えを提起しようとするものである。

提案理由

訴えを提起する必要があるので提案する。

(備考)

相手方の住所及び氏名につきましては、個人情報保護の観点から非開示とさせていただきます。